

4 第 64 条～第 65 条の 2 《収用等の場合の課税の特例》関係

【改正の概要】

令和 4 年度の税制改正において、法人の有する資産について収用等のあった日を含む事業年度開始の日から起算して 1 年（やむを得ない事情がある場合には、3 年）前の日（同日がその収用等によりその法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日前である場合には、同日）からその開始の日の前日までの間に先行して代替資産となるべき資産の取得等をした場合にも、本制度による圧縮記帳の適用を受けることができることが明確化された（措法 64③、措令 39⑳）。